

## 第 5 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 17 年 12 月 28 日 ( 月 ) 午前 9 時 00 分 ~ 午前 11 時 50 分
場 所	丸亀市民会館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
出席者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 朋子、岩村 浩二、宇佐美 功、大西 綾子、岡本 恵子、奥村 素一、小玉 紀、酒井 明世、佐藤 智恵子、高木 新仁、橘 節哉、平井 靖士、細川 滋、松本 濱一、宮武 明美 (五十音順、敬称略) <span style="float: right;">〔以上 15 名出席〕</span>  〔丸亀市〕 中島企画財政部長、直江総務部長、丸尾綾歌市民総合センター所長、真鍋飯山市民総合センター所長、明石健康福祉部長、木村生活環境部長、熊井都市整備部長、篠原競艇事業部長、藤岡消防長、楠見教育部長、多田羅文化部長、山岡企画課長、宮川財政課長、池尻管財課長、笠井行政改革推進室長、木谷職員課長、立岡秘書広報課長、山地情報政策課長、尾松福祉課長、植松児童課長、浅海健康課長、池田亀寿園長、宮本綾歌老人ホーム園長、平井環境課長、倉本クリソ課長、藤田都市計画課長、宮内下水道課長、田川商工観光課長、香川経営課長、富家学校教育課長、泉学校給食センター所長、大東教委総務課長、三好文化課長、多田生涯学習課長、高見ポータル課長、安藤図書館長、大林財政課副課長、細川学校給食センター次長、白川美術館副館長、石井事務・事業検討委員会会長(美術館)、竹本補助金等検討委員会会長(庶務課)、横田公共工事コスト縮減検討委員会会長(建設課)、大岡、窪田 他
欠席者	〔行政改革推進委員会委員〕 河野 忠生 <span style="float: right;">〔以上 1 名欠席〕</span>
議 題	(1) 丸亀市行政改革大綱(素案)について (2) 丸亀市行財政改革推進計画(集中改革プラン)第二次素案について (3) 集中改革プランの資料編について (4) 財政健全化計画の策定に向けて (5) 補助金等見直し基準(案) (6) アウトソーシング推進指針(案) (7) 公共事業コスト縮減計画(案)
<b>会 議 概 要</b>	
<p>酒井会長：ただ今より第 5 回丸亀市行政改革推進委員会を開会します。今日の審議のあと、市民のみなさまへのパブリックコメントを予定しています。その資料もありますので、ご意見等があれば、ご発言をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より全体的なところでの説明をお願いします。</p> <p>行革室長： ・資料 1 から資料 7 について説明(資料 4 を除く。) ・パブリックコメントの実施について説明</p> <p>財政課長： ・資料 4 について説明</p> <p>行革室長：〔当日配布資料について説明〕 ・「時限的措置による歳出の抑制」項目の追加について説明</p>	

- ・丸亀市財政健全化計画(案)について説明
- ・「給与の適性化」項目の修正について説明
- ・「補助金等の整理合理化」項目の修正について説明
- ・集中改革プラン資料編「補助金等の整理合理化」項目の修正について説明
- ・補助金・負担金・会費の見直し等に関する資料について説明
- ・「集中改革プラン項目別財政効果(平成17年12月27日作成)」について説明

酒井会長：事務局の説明は終わりました。当委員会としては、来年度以降に進捗状況を確認しながら細かな所について検討していくこととなりますが、年度内に答申を出さなければなりませんので、特に気になる所、聞いておきたい所などについてご質問をお願いします。

岡本委員：財政健全化計画では、職員の給料についても削減をしていくようだが、例えばこれから迎える団塊の世代の大量退職や地価の下落などといった状況を見ると、経営的な観点から市税の見通しが甘くはありませんか？また、市税の落ち込みとともに、国からの地方交付税の削減なども考えられますが、歳入が今回見通している額まで達しなかった場合、市はどのような対応を考えていますか？

財政課長：市税については、資料4に積算の考え方を示しておりますが、税務担当の予測はこれよりはるかに厳しいものとなっております。しかしながら、財政担当としては、景気の回復も見込んだ中で、現状維持といった形で数字を置きなおしています。また、歳入不足が発生した場合の対応策としては、他力本願にはなりますが、国の地方財政計画の中で税収が落ちた場合には交付税で補填されるといった制度がありますので、そのスキームの中で対応していきたいと考えています。また、国・地方の行革が進む中で、仮に税が落ちても交付税が増えないといった状況も考えられますので、行革の着実な取組とともに、財政健全化計画の進行管理をしっかりと、また市民のみなさんにも見える形で行っていく中で、緊急避難的に特別会計の繰出金を止めたり、地方債を活用したり、土地開発公社の貸付金を返していただくなどといったあらゆる方策を駆使しながら、対応していきたいと考えています。

岡本委員：計画を進めていくうえで、計画がきちんと進んでいるのかを誰かが判断しなければなりません。そういった進行管理はできる体制にありますか？

行革室長：計画の段階から全庁的な取組として進めさせていただいており、進行管理についても委員のみなさんも含めて一緒に行っていく体制づくりをしていきたいと考えています。

奥村委員：コミュニティへの補助金については、平成16年度に城坤と土器に監査が入り、経費の使い方について細かな指摘があったようですが、平成17年度はどこも監査をしていないようです。監査をしていない理由としては、補助金の支出先が多岐にわたるため、市の監査がそればかりにあたるわけにはいかないということでした。市は、組織として担当制をとっているため、各担当が監査をするといったような考え方はありませんか？

企画課長：監査については、監査委員が限られた人数の中で実施しており、可能な範囲で監査の実施に向けて努力をいただいているところですが、実務的には、監査という手法によらずとも、適正な執行ができているかどうかを、例えば事業計画書などを提出いただくことで関係部局が確認できますので、そういった対応を今後強化する等検討していきたいと思っております。

岡本委員：集中改革プランの10ページにミモカ美術振興財団の経営健全化が計画されています

が、ミモカ美術館は、2年間の期間を定めて指定管理者制度を導入する計画となっています。しかし、資料では、平成20年度に経費を増やすように計画されています。これは、2年後に再び美術館の管理を指定管理者としてミモカ美術振興財団にお願いするということが決まっているということですか？また、どうして経費を増やすということになるのですか？

美術館副館長：ミモカ美術振興財団については、平成18年度に補助金が2,752万円削減となり、財団の繰越金を平成18年度に2,000万円、平成19年度に1,500万円繰り出してしのいでいく計画です。指定管理者については、平成18年度と平成19年度の2年間をミモカ美術振興財団にということが決まっていますが、それ以降のことは決まっています。そのため、ミモカ美術振興財団の繰り出しを使えるのは、平成19年度までということで、平成20年度には3,500万円を市から支出して元に戻すということです。

岡本委員：よくわからないのですが。

美術館副館長：具体的に言いますと、展覧会などは2年先・3年先の計画を立てており、市の補助金が削減となっても、実施しなければなりません。そのため、財団の繰越金をその費用に充て実施しているわけですが、それを今回使ってしまうということです。

企画財政部長：要は、財団の経営がこれまで黒字であったため、内部留保していたお金を、平成18年度と平成19年度の2年間の運営費に充ててもらい、市の補助金は削減するということです。そして、その後の平成20年度に改めて市が補助金を支出するという計画です。

小玉委員：それは、抜本的な改革にはなっていないということですか？

企画財政部長：運営経費の内容については、見直しをしており、トータルの金額は削減されています。

小玉委員：元に戻ると説明のあった平成20年度のコличествоがおかしいのではないですか？

美術館副館長：補助金については、これまで4,752万円あり、その内2,752万円を見直しにより削減し、残り2,000万円を財団の繰越金で充当するというものです。それと、指定管理者となることで1,150万円ほど経費を減額しており、あわせて約3,800万円ほどの見直しを、財団としては平成18年度と平成19年度の2年間で行っているということです。

企画課長：ミモカ財団は、市の補助金で運営している団体ですが、運営により内部留保したお金があって、そのお金がある間は市は補助金を出さないということで、市の支出は減額となります。また、それとは別に財団としての経営の健全化はしていただいて、そのうえでトータルの数字が集中改革プランに掲載されているということでご理解をお願いします。

岡本委員：そうすると美術館は、ミモカ美術振興財団以外のところが指定管理者として建物管理をして、ソフト運営だけを財団が行っていくということもあり得るのですか？

美術館副館長：2年後のことは、まだ決まっていますが、例えばソフトをミモカ財団で行い、建物管理を指定管理者として別のところが管理していくということもあり得ます。

橘委員：今日いただいた資料で、全体として約42億円ほどの経費を削減するというもので、私としても丸亀の財政を見たときに約45億円ほどがひとつの目安かなという見方をしていましたので、だいたいそれに近いところまでいったなと感じています。

それと、指定管理者については、協働といったことも含めて官から民へといった流れの中で、取り入れなければならない制度のひとつというのは分かりますが、安易な移行をすると

民の方も都合のいいときという捉え方をしますので、十分に気をつけてしっかりとした考え方をもち移行していただきたいと思います。

また、平成 20 年度を目安にして市政をどう建てなおすかといった問題の中で、平成 18 年度・平成 19 年度・平成 20 年度の削減率及び削減額をきちんと見ておかないと、はじめに重点的にやってしまうと、その影響がどのように出るのか、また摩擦が残ってしまわないかなど、将来を含めて逆効果が出てこないかということを企画・政策の中で考えて実施していかなければならないと思います。団体への影響や職員についても気力の問題など、全体的なところを見ながらマイナスを生まないよう実践していただきたいと思います。

それともうひとつは、大変な時期を市と市民の協働で乗り越えていかなければなりません。元気をなくさないこと、元気をつけることも大切だと思います。例えば、2月に行っているハーフマラソン大会などは、外向きにも非常にアピールとなっており、そういったところに財政的にも重点的につぎ込んでいくべきだと思います。

今後は、市としての全体の運用の中での強弱のつけ方、また摩擦をおこなさないスムーズな削減といったことを考えながら取り組んでいただきたいと思いますので、意見として申し上げます。

酒井会長：先ほどのご意見にもあったように、進行管理をする部署をはっきりとして、作業が目に見える形で進んでいく体制を整えていただきたいと思いますが、それについては、どのような見通しをお持ちですか？

企画課長：市としても、計画の進行管理をきちんとして実務的な成果を挙げていくことが大切だと認識しており、そのためには、組織的な対応が必要だと考えています。具体的には、資料 1「丸亀市行政改革大綱」の 7～8 ページに推進体制をお示しさせていただいており、市民・議会との連携や推進委員会としての役割もありますし、(3)以降には庁内の組織体制として、行政改革推進本部を中心に管理していくこととなります。これらを効果的に実行ある体制、機能する体制に整えていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

細川委員：先ほどの橘委員の発言は、中身そのものが職員の士気に関わるものであってはダメだということであったと思います。それと全体的なところで、官から民へという流れの中で、行政としてやらなければならないことを考える必要があるといったことだと思います。その場合には、職員が専門性を持つべきであり、その専門性が活かされることなくアウトソーシングということになると、職員の士気を削ぐということにつながると思いますので、そのあたりも考慮した方向性を考えていただきたいと思います。

岡本委員：市民から見ると、全体的に薄く 10%とか 20%削減していることが、不満に思えます。先ほど橘委員がおっしゃったように、重点的に取り組むべきところには、予算も重点的に配分すべきであって、資料 5「補助金等見直し基準」についても、そのために作ったものだと思います。内容そのものは、ごくごく当たり前のことを単に文章化しただけのようですが、今回の補助金等の見直しにあたっては、この基準に照らして行われているのでしょうか？

財政課長：平成 18 年度予算については、各課に前年度比の 80%以内で編成していただくよう枠配分にてお願いしています。その対象経費の中に補助金も入っています。従いまして、各課の方で、この補助金については伸ばしていきたいというものについては、2割に満たない削

減率となっておりますし、中には変更なしというものもあるということです。逆に半分になっている補助金もあります。

また、今回の予算編成にあたりましては、市長からメリハリのある予算編成に取り組むよう指示も出ております。メリハリとは、単純にここを増やして、ここを減らすというのではなく、これまでの役所流といいますが、前例とか慣例とか既得権に流されて前年度の踏襲を払拭することであり、意識改革をもって予算編成に取り組むことだと考えております。従いまして、補助金についても、市役所内の事務経費を2割削減しているのをご協力いただきたいということで団体の方とも協議をして削減に取り組んでおりますし、イベント等についても、合併により重複するようなイベントについては整理しながら、先ほどのハーフマラソンのように継続するものについては、重点的な予算配分を実施しておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

行革室長：補助金等見直し基準については、今回行革への取組を進めていく中で、基準となるものを出した方が市民の方にも分かりやすいということで、3つの基準・指針を文章化しているところです。この基準に照らし合わせての各課での見直しであったかどうかは、そこまでの調べ物をしていませんので分かりませんが、平成18年度以降についてもこれらの基準に照らして事務を進めていきたいと考えています。

岡本委員：作られた基準に合っているかどうかのチェックは、誰がするのですか？

行革室長：具体的に言うと、この基準は平成18年3月に丸亀市として公表していきます。そして、この基準と監査事務局での監査との連動により進めていくように考えています。

橘委員：指定管理者制度を導入することにより、今後いろいろな団体などへ大きな影響が出てくると思います。大都市でこの制度を運用することは、競争原理が働いて非常に有効であると思いますが、丸亀市のような地方都市で民間の民力、財力を考えた場合、本当に簡単にこの制度に移行して良いのかどうかは疑問です。市民と市の信頼関係を構築していくうえでも制度移行による波及効果を考えた場合、市民からまともに不平不満を食らうということにもなりかねず、非常に不透明な部分がありますので、よほど慎重に取り扱っていただきたいと思います。

岩村委員：集中改革プランの8ページに指定管理者の経費が示されていますが、当初の8千万円あまりの経費と修正している1億3千万円あまりの経費の差5千万円と、収入部分での約7千万円ほどの削減額とは、どのように解釈すればよいのですか？

行革室長：利用料金制度による使用料の減と指定管理者の候補者が決まってきたということで、数値を修正しています。

企画財政部長：当初記載しておりましたのは、市から提示させていただいている上限額であり、指定管理者の募集により指定管理者の選定が終わりまして、実際の提案額が指定管理者より出てきましたので、その提案額に修正しているということです。また、利用料金制度については、指定管理者の収入とするということで、市の歳入からは除かれますので資料のような表示になっています。従いまして、当初の予定額より更に削減効果があらわれているということでもあります。

～ 休 憩 ～

酒井会長：それでは再開いたします。委員より何かご意見等ありますか？

松本委員：資料4の歳出における人件費で、平成17年当初予算が91億7千2百万円であったのが、見直しで96億6千5百万円となっています。予算関係の中で人件費というのは読みやすい数値であるにも関わらず、なぜこれほどの誤差が生じているのか教えていただきたいと思います。また、集中改革プランでは、市税収入が平成18年度に徴収率が0.1%伸びて5千万円上がっているのに対して、平成19年度では同じく0.1%で3千万円しか上がっていないのはなぜですか？予算の見込みが非常に甘い気がします。

行革室長：最初に集中改革プランの税収については、担当の方で平成18年度の滞納繰越分の徴収率0.1%アップによる成果を見込みまして、平成19年度の0.1%の数値を算出している関係上、同じ0.1%でも違う見込み額を努力目標として設定しているということでご理解ください。また、人件費につきましては、当初予算は平成17年度の定年退職者数で退職金を計算しており、見直しにあたっては早期退職者が出てきておりますので、そちらの人数も加えて人件費を算出している関係上、数値が変わってきていますのでよろしくお願いします。

平井委員：先ほどから資料4の数値の見込みの甘さが指摘されていますが、私も同感でありまして、全員が強い気持ちを持って、絶対にこの数値を達成していただきたいと思います。

それと、集中改革プラン5ページの・にある「保育所の民間委託等」と「保育所・幼稚園の民営化方針等の策定、推進」の内容について説明をお願いします。

児童課長：「保育所の民間譲渡等」については、退職者原則不補充や民間活力の活用といった行政改革の取組の中で、私ども担当課といたしましては、にあります「保育所・幼稚園の民営化方針等」を本年度中に庁内で検討して、平成18年度に本市の附属機関であります「地域保健医療福祉推進委員会」でご意見をいただきながら方針決定をして、具体的な実施に移ってまいりたいと考えています。従いまして、具体的に実施に移す保育所等については、その中で検討いただくということで、資料にある「実施」については、出来る所から早くということでご理解をお願いしたいと思います。

また、の中に「総合施設化」という言葉がありますが、これについては、ハードの施設整備という意味ではなく、機能的なところでの総合施設化といったことで解釈していただきたいと思います。従いまして、今ある施設そのままでも即移行が可能であり、就学前の児童を一体として捉えて一つの所で対応していくということで、先ほどの民営化方針の検討とあわせて検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

細川委員：保育所の民間譲渡・民営化については、既に高松市で平成19年度に1園、平成20年度に3園ということで具体的な数字を出して段階的に進めていくようですが、丸亀市の場合は、どのように考えていますか？

また、先ほどからの話でもありますが、民営化がすべての万能薬ではないと思います。その中身次第では、サービスや質の低下を招くこともあると思いますが、民営化にあたっては、その運営主体を決める方法など、どういう形で進めていくのかもあわせて教えていただきたいと思います。

児童課長：民営化によりサービスが低下するようなことがあってはならないということは、私どもも十分に認識しております。例えば、0歳児保育とか延長保育などは、職員の問題なども

あり公立で実施するよりも民間で柔軟に対応していただくほうが効率的ということで、現在も民間で対応していただいています。また、一方で配慮を要する障害児の保育や地域と密着して活動を展開している保育などについては、公立が中心に対応しており、担当課としても、すべての保育所を民営化するといった考えは持っておりませんのでご理解をよろしくお願い致します。また、保育につきましては、公設民営にしる民設民営にしる、いずれの場合にしても実施責任は児童福祉法に基づき市にありますので、入所や保育料、退所の決定についてはすべて市で実施することとなります。そのうえで民間に運営をお願いするという事になるということです。

最後のご質問の運営主体の決定については、現在保育所を運営している社会福祉法人が実績もありますことから最優先に考えていきたいと思っています。

酒井会長：指定管理者制度も含めて官から民への移行や、先ほどの補助金のカットのことでありますが、各部各課で考えた案を全体調整する部署が必要であると思います。資料にある推進体制の中には、それにあたるものが見当たりません。例えば、それをこの推進委員会でやるとすると、時間的にも非常に制約があり不可能だと思うのですが、そのあたりの見通しはどのようにお考えですか？

企画課長：全体の調整につきましては、現行丸亀市においても企画課が担当部署となります。

なお今後、組織のあり方については行革の取組の中で計画として挙げておりますので、縦割りの機構だけではなく、横断的な機構のあり方についても検討し、ご指摘のことが無いよう対応ができる体制づくりに取り組みたいと考えております。

大西委員：集中改革プラン 7 ページに放課後児童クラブの民間委託や 13 ページに学校支援ボランティア制度・学校ボランティア制度がありますが、今テレビや新聞などで報道されていますとおり、こういったことは非常に重要な問題でありますので、予算を減らすのではなく、せめて現状維持で取り組んでいただきたいと思います。

小玉委員：企画課が中心になってやっていくというのは、まさにその通りだと思いますが、進行管理は企画課で責任を持ってやっていき、実際の取組や見直しは各部各課が責任を持って進めていただきたいと思います。

それと、本日いただいた 12 月 27 日作成の項目別財政効果の資料で、これまでにはなかった給与の適性化についての効果が示されています。これは、こういった根拠で、こういった内容で出てきたのかを説明願います。

総務部長：当日配布資料で、時限的措置による歳出抑制という項目を挙げさせていただいております。これは、先ほど財政課長の説明の中で、平成 24 年度に約 12 億円の累積赤字が発生し、これをプラスにしなければ今後の見通しが立ちにくいという説明をさせていただきましたが、そのための措置として、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間、臨時的に給与の時限的措置を講じるということでもあります。内容については、人件費等の削減でありまして、簡単に言いますと職員の給与のカット・特別職の報酬のカット・手当類のカットなどを考えております。特に、職員の給与カットについては、前回ご説明させていただいたように、人事院勧告に準拠してきたルールと違ったことをしますので、職員の理解を求めたり、職員組合とも交渉をして定めていくといったことが必要になります。そういったことで、今のとこ

る具体的に何%ということを示し上げることはできませんが、総額として資料にお示ししている額に到達させたいということで今回資料に提示をさせていただいております。

岡本委員：資料に示されている金額が、どういう考え方で算出されているのかは教えていただけませんか？例えば、部課長級から一般職員へ段階的に削減額、削減率を定めていくといったような考え方などがあるのではないのでしょうか？

総務部長：例えばの話で、北海道では一律に10%削減したいという知事の話もあるようですが、それ以外の団体におきましては、給料の多寡によって、責任の度合いによってカット率を定めているようです。それと、管理職については、さらに管理職手当のカットが必要であると考えています。また、それ以外の特殊勤務手当などについても、個々に見直ししながら、カットせざるを得ない部分についてはカットしていくということで考えています。基本的に給料の部分については、責任の度合いに応じて段差を設けていくよう今の調整の段階では考えているということでありませう。

岡本委員：行革の推進本部は庁議であり、丸亀市のいろいろな政策・施策を決めるのも庁議であると聞いています。庁議は、3役や部長が集まる丸亀市の最高決議機関であります。その庁議が形骸化しているのではないかと、庁議がうまく機能していないのではないかと、といったことを心配しています。形骸化していることを前提のような聞き方をしてしましますが、庁議がうまく機能するためにどのような方策、お考えをお持ちなのか聞かせていただきたいと思ひます。

企画財政部長：庁議は、規則でも定めておりますように市の最高意思決定機関であり、そのような運営に努めているところです。これまでは確かにトップダウンでの指示が多かったのですが、最近では行革や総合計画の策定に向けていろいろと議論をしており、従来より活発化していると感じています。また、今後とも時間の制約がある中での会議ではありますが、活発化に向けての工夫、努力をしてみたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

岡本委員：なお、さらなる活発化をお願ひします。

秋山委員：学校安全ボランティアについて、綾歌の老人会の会長が、子どもの下校時・登校時にボランティアで安全パトロールを実施するということをしていましたが、市としては、最近報道されているような事件などを受けて子どもの安全に対して、どのような考えをお持ちなのか教えてください。

教委総務課長：学校安全ボランティアの取組については、綾歌地区では「地域のおじさんおばさん運動」があり、飯山地区には「学校支援ボランティア」ということで学校に登録して学校安全パトロールをしていただひています。また、旧丸亀市の地区においても、一部のコミュニティや老人会などの方が学校の安全のためにパトロールをしていただひているという経緯がありますが、ただ、全市的な組織化までには至っておりませんでしたので、合併時に旧丸亀地区については下校時間にシルバー人材センターにお願ひして巡回していただひたいということで予算を上げていますところだす。

その後、マスコミにより子ども達の事件が報道される中、市としても子ども達の安全確保に向けて、12月に市内全域のコミュニティ組織の方などに集まっただき、子ども達の安全のためにコミュニティとして組織を作っただき動いてもらえないかということをお願ひをしま

した。今後、地域で組織化が進み順調に動き出しましたら、今シルバーにお願いしている経費を削減しまして、他の学校安全のための地域への支援策を講じてまいりたいと考えているところです。

大西委員：私としては、もっと広範囲に子どもの安全のために使っていただけたらということでもお願いしているので、余るから削減するというのではなく、違う展開で子どもの安全を幅広く考えていただけたらありがたいと思います。

橘委員：資料4の1ページにある地方交付税の項目中「新たなまちづくりへの支援措置」というのがありますが、今後、この予算を配分する際に市としてどのような姿勢があるのか説明をお願いします。

財政課長：今回の合併により国・県からの支援ということで、国からは補助金・普通交付税・特別交付税といった3種類の形で支援措置があります。ご質問の「新たなまちづくりへの支援措置」については、その内の特別交付税であり、3年間で6億4千万円が措置されます。この用途については、特別交付税ですので特にこれに使いなさいという制限がありませんので、市としては特定財源としてではなく、一般財源として使っていきたいと考えています。

橘委員：特定財源ではないだけに、市の方ではこれからこのお金をどのように配分されるのかをお聞きしたいということです。

財政課長：一般財源でありますので、税と同じような使い方をさせていただきます。特に、このお金が入るからといって新たな箱物をつくとか補助金を出すといったことは考えておりません。

酒井会長：時間がかかり進んでいますが、補助金等見直し基準やアウトソーシング推進指針、公共事業コスト縮減計画のそれぞれの案についてもお審議いただくことになっておりますので、そちらの方でも何かありましたら、ご意見等をお願いします。

松本委員：補助金等の見直し基準2ページ(4)ウの「個人を対象とする補助金」とは、どのようなものがあるのですか？また、3ページ(3)ウの「2分の1を超える」とは、何に対しての2分の1なのですか？

補助金等検討委員会会長：まず1点目の個人を対象にする補助については、例えば、太陽熱を利用した住宅への補助などがあります。次に2分の1については、まず補助対象経費を明確にして、それから補助率を検討するというので、補助対象経費に対しての2分の1ということになります。それと、あまり高率の補助の場合は、団体の自立などを阻害する要因になるということで、補助率は2分の1以内ということで記載させていただいています。

岡本委員：要するに半額は自己負担をお願いしますということですか？

補助金等検討委員会会長：そうです。

岡本委員：例えばミモカであれば、指定管理者で委託料のような形で施設管理をして、その同じ団体がソフトの方を補助金などで実施していくということになるとと思いますが、同じ団体がいくつもの補助金により事業などを実施していくことは可能なのですか？

財政課長：一定の業務について市に代わって実施していただくための費用が委託料であり、同じ団体が独自事業として実施するものに対して市が援助する形で補助金を出すということはありません。

岡本委員：その補助事業が3つも4つも重なるということはありませんか？

財政課長：それはありません。

奥村委員：公共工事について、コスト縮減とは関係ありませんが、年度末になると水道が来て水道管の埋設のため道路を掘り、今度はガスが来てまた掘り返すといったことがあります。事業主体は違いますが、話し合いをして一緒にはできませんか？経費の削減にもつながると思います。

都市整備部長：市としても出来るだけ掘り返しを少なくするために、毎年、年度当初に水道、下水道、ガスなどといった占有者会議を開きまして調整をしているところです。ただ、水道やガスについては、1日あたりの工事の進捗率も違いますし、新設の場合は別ですが、既存の道路であれば既存の埋設物をいかしながら施行するというので、同じ断面で2本入れるというのが非常に難しいところもあり、そういった意味でなかなか同時施行というのが難しいという現実があります。過去においては、非常に狭い道などで地域のみなさまに極力迷惑をかけないよう共同施行した事例などもありますので、非常に貴重なご意見として今後、可能なところについては共同施行についても検討してまいりたいと考えます。また、工事が終わるごとに事故のないように仮舗装はしますが、すべての工事が終了した後にする舗装については、一括発注して関係者が応分の負担金を支払うようにしていますので、ご理解をお願いします。

佐藤委員：私ども婦人会は、敬老行事を委託事業として行っていますが、平成18年度も今年と同じように考えて良いのでしょうか？

健康福祉部長：それについては、後日担当と打合せしていただきたいと思います。

酒井会長：他に発言いただいている方でご意見はありませんか？

宮武委員：少子化対策と言いながら子どもにも、子どもを持つ親にもあまりやさしくない計画となっているような気がします。巡回のパトロールカーについても、昼間に走っていてあまり意味がないので、できれば下校時間にずらしていただきたいと思います。

宇佐美委員：特に意見はありません。

高木委員：私としては、出来るだけみなさんの意見をお聞かせいただき、それを議会の方へ反映していきたいと思っています。この推進委員会は、行ったり来たりしているところが見受けられますので、それぞれの委員さんがずいぶん勉強されているようですが、行財政改革「推進」委員会として、今後ご意見をお聞かせいただければと思います。

松本委員：集中改革プランの表で、例えば23ページにある「市長の交際費」では平成18年度に実施(完了)となっており、25ページの「老人ホームの予算統合による管理費の見直し」でも実施(完了)となっています。このふたつは、同じ意味ではないと思うのですが、市長の交際費では平成19年度から元に戻すという見方になるのでしょうか？また、老人ホームでは、同様に平成19年度に元に戻すのでしょうか？同じ表現となっていますので、再度検討するものとカットしてしまうものを区別していただきたいと思います。

行革室長：全部の表に共通することなのですが、市長の交際費を例としてご説明しますと、削減は100万円を目標として数値をあげ、それを平成17年度に検討して平成18年度に実施しますという意味で、当然100万円の減ということになります。そして、減になると次は元に

は戻らないという形で表は記載しています。そうしないと、次の年に戻しますと減らした意味がなくなりますので、そういったことで全体の表を見ていただきたいと思います。

松本委員：分かりました。そうすると、34 ページの議会の議長交際費も同じ意味になるということですね？

行革室長：そう伺っております。

松本委員：よく分かりました。

酒井会長：以上で議題の7までご審議いただきましたが、今後の作業としては、1月4日から18日までパブリックコメントを実施します。これについては、ご異議ございませんか？

委員：（了承）

酒井会長：それでは、1月4日から18日までパブリックコメントをいただいたうえで、次の推進委員会での検討を行ってまいりたいと思います。次回の会議については、いろいろと資料を揃える関係で、1月末から2月初めの頃の開催となりますので、そのつもりでいてくださればと考えております。事務局より何かありますか？

行革室長：パブリックコメントについて少しご説明しておきますと、行革大綱・集中改革プラン・集中改革プラン資料編の3種類をそれぞれ案ということに変えまして、パブリックコメントを実施します。意見が出てきますと、丸亀市としての回答を整えます。その内容によりましては、大綱等の修正が必要なものも出てくるかも分かりませんので、そういった場合には修正等の事務作業に移らせていただきます。そして、その内容を推進本部会にかけて協議したうえで、また推進委員会でご審議いただきたいと考えております。それと私どもからひとつお願いですが、推進委員会は諮問機関ですので、推進委員会としての意見をとりまとめて答申書を市長あてに出していただくこととなります。その作業を次回の会議ではお願いしたいと思っています。

宇佐美委員：行政改革推進委員会の答申案の作成作業は、具体的にどのように進めていくのですか？

酒井会長：答申書は、事務局と会長・副会長で原案を作成することになりますが、その答申書に是非この内容は入れておいて欲しいということがあれば、事前に言っておいていただければ原案作成の段階で考慮したいと思います。

他に何かありますか？

特に無いようですので、本日の委員会は以上で閉会いたします。ご審議ありがとうございました。